

# 滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画の概要

## 趣旨

- ・「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき策定。
- ・建設工事に関わる関係者が共通の認識のもと、基本的な方針と取組の方向性を示すために定める。
- ・建設業法・労働安全衛生法・労働災害防止推進計画との連携を図り、建設産業の活性化を促進する計画とする。

## 現状と課題

### 1 滋賀県における建設業の労働災害発生状況

- 労働災害の発生件数は、長期的には減少傾向にあるものの、ここ数年は増減を繰り返しており、依然として死亡事故も発生。
- 労働災害は中高年齢者の被災割合が多い。一方、若手労働者の災害発生率が高い。
- 事故全体の約3分の1を「墜落・転落災害」が占めており、その対策の強化が必要。
- 過去に比べて現場における労働災害が減少していることにより、作業に潜む危険への感受性低下を指摘する声あり。
- 災害撲滅に向けた一層の実効性ある取組の推進が必要。

### 2 一人親方等への対処の必要性

- 建設業就業者の約4分の1を占める一人親方等は、現場では労働者と同じような作業に従事しているが、労働安全衛生法上の労働者に当たらない。
- 一人親方等の業務中の災害の全体数は把握されていないが、厚労省調査によれば、一人親方等の業務中の死亡事故が確認されている。
- 技能を持った建設工事の担い手である一人親方等について、特段の対応が必要。

### 3 建設工事従事者の高齢化・担い手不足

- 建設業就業者の高齢化が進んでおり、60歳以上が全体の4分の1を占め、10年後にはその大半の引退が見込まれる。
- 一方で、これからの建設業を支える30歳未満の若手労働者の割合は、全体の10%程度。
- 建設工事従事者の担い手の確保と次世代への技術の継承が大きな課題。

## 基本的な方針

### 1 適正な請負代金の額、工期等の設定

- 労働災害防止対策に要する経費は、元請負人・下請負人が義務的に負担すべき費用として、請負契約において適切に確保。
- 労働災害や公衆災害防止のため、施工に必要な日数を確保した適正な工期の設定。

### 2 設計、施工等の各段階における措置

- 設計段階における、安全・健康の確保のための自然・社会的条件や工事特性に配慮した施工方法等の検討。
- 施工段階における、関係請負人のそれぞれの役割分担による安全措置の徹底。

### 3 建設業者等や建設工事従事者の安全および健康に関する意識の向上

- 労働安全衛生法等の法令遵守による墜落・転落災害をはじめとした労働災害の撲滅。
- 安全・健康意識を高める教育や、建設業界全体として、「安全文化」を醸成していくための取組を促進。

### 4 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上

- 適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等による働き方改革の推進等の処遇の改善。
- 一人親方等をはじめとする技能者・技術者の適正な評価による地位の向上。
- 性別に関わらず誰もが働きやすい環境整備による担い手の確保。

## 計画の推進

- ・「滋賀県建設工事関係者連絡会議」による労働災害防止の連絡・調整。安全衛生研修、合同パトロールの実施。
- ・「滋賀県建設産業活性化推進懇話会」等を活用した関係者間の対話・連携の強化。

## 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

- (1)安全および健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
  - ・安全衛生経費の適切かつ明確な積算。下請負人まで確実に支払われるような施策の実施。
- (2)建設工事従事者の安全および健康に配慮した工期の設定
  - ・完全週休二日の実現・労働時間の削減に向けた、適正な工期が設定がされる環境の整備。債務負担行為の活用等による計画的な発注の実施。

### 2 責任体制の明確化

- ・元請負人と下請負人との間の適正な請負契約締結のための立入検査の実施。
- ・建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の促進。

### 3 建設工事の現場における措置の統一的な実施

- (1)建設業者間の連携の促進
  - ・労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理徹底のための制度の周知。
- (2)一人親方等の安全および健康の確保
  - ・建設業者による一人親方等への安全・健康配慮の促進。自らの健康を守るための健診受診の促進と安全衛生の知識習得等の支援。
  - ・一人親方等の業務中の災害の把握・分析。
- (3)特別加入制度への加入促進等の徹底
  - ・一人親方等に対する労災保険特別加入制度への加入促進と労働実態に応じた労災保険適用の周知・指導。

### 4 建設工事の現場の安全性の点検等

- (1)建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進
  - ・建設業者によるリスクアセスメント等の活動に対する国の支援への協力。安全衛生管理の評価。安全点検を行う者の能力向上。
- (2)建設工事従事者の安全および健康に配慮した設計の普及の推進と作業環境の改善
  - ・施工の安全性に配慮した建築物等の設計の普及推進。高齢者にも配慮した作業方法や作業環境の改善の促進。
- (3)建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の推進
  - ・ICT建機やUAV等の活用により生産性や安全性の向上を図る「i-Construction」の普及推進。新技術の効果的な活用促進。
- (4)災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底
  - ・被災地域の復旧工事等における土砂崩壊等の二次被害による労働災害防止対策、がれき処理・解体作業における安全確保・粉じん等の防止対策の徹底。

### 5 建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発

- (1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進
  - ・法定教育の実施の指導。経験、能力、立場等に応じた教育の実施の促進。新規入職者や未熟練労働者の安全教育・研修の強化促進。
  - ・外国人労働者や技能実習生に対する労働災害防止のための取組の促進。
- (2)建設工事従事者の安全および健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進
  - ・優良工事表彰等を通じた意識の向上。各建設工事の現場における心身の健康確保のための自主的な取組と健康相談窓口の周知・活用の促進。

### 6 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- ・労働安全衛生規則に基づく措置のさらなる遵守徹底。国の防止対策推進要綱に示されている「より安全な措置」等の普及促進。
- ・墜落・転落防止対策の充実強化に向けた取組の一層の促進。

### 7 建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上を図るための施策

- (1)社会保険等の加入の徹底
  - ・建設業許可時の確認指導。公共工事での未加入業者の排除。法定福利費の適切な確保。一人親方等の労働実態に応じた保険加入の周知指導。
- (2)「建設キャリアアップシステム」の活用推進
  - ・国が策定した、建設工事従事者の資格・就業実績等を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムの活用の推進。
- (3)「働き方改革」の推進
  - ・公共工事における休日を確保した適正な工期設定、計画的な発注による施工時期の平準化、適切な賃金水準の確保等による働き方改革の推進。
  - ・メンタルヘルス対策の推進。
- (4)女性活躍のための環境づくり
  - ・建設業者が女性活躍の推進に取り組める環境整備の促進。母性健康管理措置の徹底。ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりの取組の促進。
- (5)積極的な魅力発信による担い手確保
  - ・幅広い世代や社会に向けた、建設産業の社会的役割やものづくりの楽しさの魅力等の発信による担い手確保。